

第11回佐久市都市計画審議会（要約）

・開催日時：平成29年8月3日(木)

午後2時～4時

・開催場所：佐久市役所南棟3階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 議事録署名人の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第10回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

≪第1号議案 佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について事務局及び申請者より説明≫

(委員)

資料1-9のところ、粉塵が出ない様に散水ノズルで押さえるとしていますが、水質のところ、排水がないというのはおかしいのではないですか。下には出てきませんか。多量に水を使わないということですか。多量に使って地下水に入り、汚染されることが怖い。

(申請者)

散水ノズルにつきましては、霧状になってかけるものでして、そのまま水が垂れて下に溜まってくるようなものではありません。破碎すると熱もその機械が持っており、自然蒸散しますので、下に浸透していくような排水の発生はないです。

(委員)

騒音の件で資料1-6、2枚目の図面を見ますと、防音壁が東側に3メートル、南側は保管場所の囲いが3メートルあり、それで騒音を防いでいる。防音壁と保管場所の囲いでは物が違うのではないですか。保管場所の囲いだけで騒音が防げますか。何を意図しているかと言うと、その南側には十二川原工業団地がありますが、この方々には説明をしましたか。

(申請者)

防音壁についてですが、既存囲いと全く同じタイプのものを想定しております。騒音振動の予測についてもその仕様で検討しておりますので大丈夫です。

(事務局)

十二川原工業団地の取得者に対する説明につきましては、担当課であります商工振興課の方に今回の施設の更新につきまして、そういった内容を把握していただいております。その扱いについては担当課に任せている状況で具体的にどのようなやり取りをしているかまでは確認しておりません。しかしながら、結論的には担当課におきましては意見なしという回答をいただいております。

(委員)

主要地方道下仁田浅科線バイパスからの出入りはどうなっていますか。

(申請者)

出入りについては、特に今、安全を確保するための誘導員を配置する等は考えていません。

出入りの位置は周辺施設の位置図を見ていただきますと、浄化センターが近くに緑色の丸がありますが、その左側のところに下へ降りていく市道があります。浄化センターを回るような形で降りて申請地へ行く形です。浅科大橋の下をくぐる道です。

(委員)

ここはよく事故があるところですが、奥には住宅地があり、一般車も多く通っています。その辺は十分留意されていますか。

(申請者)

市道の部分については減速走行を行うということと、十分な安全確認をして通行するということを徹底するというので、自主規制をしているところです。

(委員)

資料1-11の可とした理由は、どこが可としたのか。

(事務局)

資料1-11の可とした理由の部分ですが、市の方で資料に基づき状況を確認し、事務局の方で可と判断しております。

(委員)

資料1-2のフローで言うと、どの部分で検討したのか。申請者からこういったものが出てきた後、市として検討し、検討結果をこの審議会のための資料として出したということですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員)

十二川原工業団地は売却したけれど、商工振興課がやっているからということだが、前に、買って問題があつて買い戻してもらいたいということがあつた。おそらく、そういう問題は発生しないと思うが、せつかく売れた土地を、おかしくならないように、皆が理解の上で売却されているよう、きちんとした説明はしておかないといけないと思います。

(事務局)

あらかじめ審議会に諮る前に、商工振興課に確認はしておりましたが、改めて状況を確認しておきたいと思います。もし、説明として不足があれば追加で会社の方に報告していただくことも必要かと思ひます。

(委員)

一度問題があつたところで、「またか」となつてしまわないよう気をつけていただきたい。

(委員)

搬出入の時間帯は、朝9時から5時ごろまでですか。

(申請者)

主要な搬出入の時間帯はその時間になります。一般の業者からの受入れになりますので、その時間帯がメインになります。

(委員)

浄化センターを回つて入る経路でしたよね。御馬寄地区から入る道路の600mのところには道路がありますが、そこからの搬出入になつた場合、資料1-5を見ていただくと、ちくま保育所や、その隣の市営御馬寄団地があり、付近の方にとってみると、先程の資料1-11に「交通安全上支障がない。」「小・中学校の通学路と重複する部分はない。」ということでしたが、子どもたちが通つて学校に行きますから、支障がないというのは疑問です。

(申請者)

佐久市の教育委員会へ、通学路については確認いたしましたところ、現在通学路として認定されている道路に搬出入に使用する道路は入っておりません。

(事務局)

市営住宅の横を通るといふ想定の話でしたが、申請地までの経路としまして考へているのは主要地方道から入つて橋の下を通つてといふ経路で、それ以外は搬出入の経路として考へていません。

(委員)

塩名田、御馬寄地区に行く近道として利用している。その辺も考慮して欲しいと思います。

(会長)

第1号議案【佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置】につきまして、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

・・・挙手（全員）・・・

(会長)

全会一致でございますので、計画案どおり進めるよう答申させていただきます。

(4) 調査審議

≪調査審議① 佐久市都市計画マスタープランの中間報告（全体構想）について事務局より説明≫

(委員)

資料2-2の2ページの公共交通の整備方針に千曲バスとあるのですが、一企業を全体構想の中に入れていいものなのか。この言葉を省いて自主路線等にした方がいいのではないですか。

(事務局)

民間企業の名称につきましては、担当部署（生活環境課）と相談しながら検討させていただきたいと思います。

(委員)

高速道路がいよいよ来年に臼田地域で供用開始となるが、その周辺に工業誘致をするということだが、そういう審議は早めにやった方がいいのではないか。工業誘致するとしても、審議会できちんと示していった方がいいのではないか。

(事務局)

こういった都市計画マスタープランにおいて方向性を定めるということも1つかと思います。具体的に都市計画用途等の決定をあらかじめ検討しておいた方がいいというご意見かと思いますが、新たに、インターチェンジ周辺を用途地域に指定にするのかということ、今のところ考えておりません。

工場団地につきましては、工場立地法という法律の中で都市計画上の指定と別に出来るのではないかと考えていますが、まずはそちらの方向性を見極めながら、必要であれば都市計画の手続きをしていきたいと考えています。

加えまして、今日これから別途説明しますが、乱開発防止のために特定用途制限地域の指定と

ということでインターチェンジ出口から半径300mを目安に一定の規制をしておきたいということを考えています。

(委員)

臼田インターチェンジの関係も、早め早めに、遅すぎるということが無いように。ある程度審議会で審議をしておいて「ここはこうだから土地利用してください。」というような示し方も必要と考えます。

(事務局)

都市計画マスタープランにおきましても、これから地域別構想としまして、主要な施策等盛り込めるものはマスタープランの中にも反映していくと考えていますので、臼田インターチェンジ周辺の関係につきましても、地域別構想の中で検討していきたいと思っています。

(委員)

中間報告には関係ないかもしれませんが、佐久市は地理的に優位な場所にある。黙っていても100万都市ぐらいに発展すると思います。是非、問題なインフラ事業をしっかりとやっていただきたい。

話題には出ないのですが、市役所の位置が将来的に見て今の場所でいいのかということです。行政の中心をどこに持っていったら発展するのかというのが一番基本だと思います。他の都市を見てみると、市役所を中心街か郊外かで発展の速度が変わってくる。今の位置で利便性があるのか。

合併した市町村との関わり方についてですが、支所はありますが権限はない。支所の在り方を都市計画の中で、もう一度検討していただければ個人的にはありがたいと思います。

(事務局)

市の支所、本庁を合わせた全体の考え方ということ、あるいは、色々な市の施設がありますが、公共施設マネジメントの中で、機能的なもの、位置的な問題は、総合的に検討していくと、市の中で対応していますので、その辺の動きと整合をとれる形で都市計画の方も考えていきたいと考えています。

《調査審議② 特定用途制限地域の指定について事務局より説明》

(委員)

概ね半径300mとは、一棟の土地が分断されてしまうという形で考えなくていいのですか。概ねとあいまいな言い方をしていますが、境界はどうなってしまいますか。

(事務局)

概ねという言葉の中で、土地の中間になってしまうこともあるのかということだと思います。実際どの程度概ねというところが300mなのか310mになるのかということもありますし、

筆の中での扱いをどうするのかというところもあります。この辺につきましては、ただいま県と調整中ですが、すでにそういった形で佐久中佐都、佐久南インターチェンジは決めております。そことの正合性も含めて調整中でございます。

(事務局)

補足的に申し上げます。佐久中佐都、佐久南インターチェンジにおきましても、筆が分断されている状況がありまして、こちらの部分の考え方の整理としましては、用途地域と同様にその過半を占めるのがどちらかという判断をしました。過半を占める場合については、特定用途制限を適用させる。過半を占めない場合は、適用させない。そのような整理をしている状況です。

(委員)

ホテル等の風俗的なものに制限かけるのはいいことだと思います。今更かもしれませんが、佐久インターチェンジのところにはかけられなかったのでしょうか。

(事務局)

佐久インターチェンジにつきましては、現在、ホテル等ございますが、特定用途制限地域は用途がかからないところに適用するものなので、そういったものをできないようにするには地区計画というようなものをあらかじめ定めておくことが必要だったと思います。しかし、当時はそういう発想がなかったということでご理解いただきたいと思います。

(5) その他

《次回の都市計画審議会の予定について事務局より説明》

(委員)

太陽光がそこらじゅうにあります。佐久市として無秩序に乱反開発させていいのか。どう思うのか。都市計画審議会で規制はできるのか。何かありましたら教えてください。

(事務局)

これは個人的な考え方ではありますが、自然エネルギーの再利用という形で太陽光につきましては、適した場所で行えばそれは望ましいものかと思っております。地域全体で見れば、必要な施設かと思っておりますが、例えば、推進していく場所はいった場所、あるいは少し控えてほしい場所はいった場所等、一定の方向性を示す必要はあるのかなと思っております。これは、自然環境の保全等の観点もございまして、周辺環境の保持ということもあるかと思っております。そういった面で環境部門とも打合せをしているところです。

(委員)

ここで審議する問題ではないということでしょうか。

(事務局)

都市計画審議会に今の段階でかけるということは手続き的にもないものですから、どういう形でかけられるのかも分からない状況です。しかし、現在、景観の問題、雨水排水の問題、周

辺の人が心配されているという事例が多々あるという中では、市としても何らかの形で対応できるような形を取っていかねばいけないのかなと思います。先程申し上げましたが、庁内の中で関係するだろうという部署と協議を内々では始めているというような段階です。そうした中で、少し市としての方針が決まってくればという段階です。

(事務局)

現在の太陽光発電に対する指導は、そういった観点でいけば、開発指導要綱や自然環境保全条例などをメインに指導をしているところです。ただ、加えて市の太陽光パネルの設置に対する考え方も示していく必要はあるのではないかと考えているところです。

4 閉会